

第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について（案）に対する意見

1. 概要

第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について（案）について、以下のとおり意見募集を行った。

- （1）意見募集期間：平成 26 年 10 月 20 日（月）から 11 月 6 日（木）まで
- （2）告知方法：e - G o v、環境省ホームページ、記者発表
- （3）意見提出方法：郵送、F A X 又は電子メールのいずれかの方法

2. 提出された意見数

個人 3 通（ただし、パブリック・コメント対象外 1 通を含む）
団体 2 通

3. 意見の概要及び意見に対する事務局としての考え方

別添のとおり。

提出された意見について、一部整理を行った。

「第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について(案)」パブリック・コメント提出意見一覧
 (パブリック・コメント実施期間：平成26年10月20日(月)～11月6日(木))

	重点点検分野等	該当部分(頁)	意見の概要	意見に対する事務局としての考え方
1	経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進	現状 (4頁、6頁)	図表 - 1 - 4 に関する言及が特になされていないが、国際的な非財務情報開示の動向を踏まえ、国内の環境報告書の状況についても言及することが必要である。	図表 - 1 - 4 については、4頁の現状において、「環境配慮型の商品・サービスに関する情報を示す取組の一つである『環境報告書を作成・公表している企業の割合』は、年々増加傾向にある」と記載しております。いただいた御意見につきましては、重要な御指摘であると認識しているため、国内外の非財務情報開示の動向を踏まえて検討を行ってまいりたいと考えております。
2	経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進	現状 (4頁、6頁)	環境報告書に関連して、その重要な情報利用側面に関わる「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」(21世紀金融行動原則)の記載がないが、環境情報開示と関連させて状況の説明が必要である。	今回の重点検討項目は「環境配慮型の商品・サービスに関する情報の的確な提供の取組」であり、21世紀金融行動原則は今回の重点検討項目との関連性が間接的と考えられます。いただいた御意見につきましては、重要な御指摘であると認識しており、今後とも、環境情報開示と環境金融との連携に努めてまいります。
3	持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進	取組状況、今後の課題 (51頁～55頁、57頁)	我が国における近年の災害発生状況を勘案すれば、過去の自然災害の履歴等環境影響評価の対象外項目である「防災」を重視した環境影響評価が必須である。	環境影響評価制度は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施が環境に及ぼす影響等について総合的に評価することを通じて、その事業に係る環境の保全について、適正な配慮がなされることを確保しようとするものです。御意見の趣旨である防災の観点については防災関連法規において適切に対応がなされるべきものと考えております。
4	持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進	取組状況、今後の課題 (51頁～55頁、57頁)	太陽光発電の普及に伴う広大な改変による環境影響が懸念されるため、太陽光発電事業に係る環境影響評価の早期実施が必要である。	太陽光発電事業は、他の環境影響評価法対象の発電事業等と比較して、現時点では、環境影響が著しいとまでは考えておりませんが、環境への影響を注視してまいります。

	重点点検分野等	該当部分（頁）	意見の概要	意見に対する事務局としての考え方
5	持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進	取組状況、今後の課題（51頁～55頁、57頁）	風力発電事業の環境影響評価は案件の増加により審査の迅速化・効率化が求められていることから、風力発電事業に係る環境影響評価の技術手法の早期整備が必要である。	風力発電事業に係る環境影響評価の迅速化については、例えば、55頁に記載している「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」において、「モデル地区の調査結果や、全国の既存の自然環境等の情報をGISデータに加工するとともに、検索、閲覧等ができるよう『環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム』を構築し、平成26年5月から運用を開始した。」など、取組を行っています。 また、例えば54頁の「環境影響評価の技術的手法の研究・開発等の取組」の一環として、風力発電設備のリプレースにおける環境影響評価（調査・予測・評価）の合理的手法の検討について平成27年度予算の概算要求をしています。
6	持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進	取組状況、今後の課題（51頁～55頁、57頁）	より良い環境影響評価技術の向上・改善を目指すためには、実務担当技術者の意見を重視する必要があるため、実務担当技術者の意見を広く聴取する仕組みの充実が重要である。	環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、例えば、54頁に記載している「環境影響評価の技術的手法の研究・開発等の取組」等を進めているところです。引き続き、実務担当技術者等からの幅広い御意見も踏まえ、技術的手法の研究・開発等を進めてまいりたいと思います。
7	持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進	取組状況、今後の課題（51頁～55頁、57頁）	我が国の環境影響評価技術は、配慮書の導入等により「入口部分」は改善されているが、事後調査等の「出口部分」の改善が十分ではないので、事後調査とその解析の充実に力点を移すことも重要である。	平成25年4月に環境影響評価法に報告書手続が導入されましたが、現時点では環境影響評価法に基づき事後調査報告書が作成された事例はありません。今後事例が出てくることから、いただいた御意見の趣旨につきましては、今後の業務の参考とさせていただきたいと思います。

	重点点検分野等	該当部分（頁）	意見の概要	意見に対する事務局としての考え方
8	地球温暖化に関する取組	現状 (59頁～60頁)	CO ₂ 排出量について、「前年度と比較すると、主に、原子力発電所の停止に伴う火力発電での化石燃料消費量の増加等により2.9%の増加となっている。」と記載されているが、東日本大震災前(平成22年(2010年))と比較すると、7.6%(約1億トン)の増加となる旨も追記すべきである。上記の数字から分かるように、原子力発電は温暖化対策に多大な貢献を果たし得ることは明らかであり、それを踏まえた記載内容とすべきである。	御指摘の箇所につきましては、「a)エネルギー起源CO ₂ の排出削減対策」の「現状」も「b)エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果ガス(非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス)の排出削減対策」の「現状」も、前年度との比較を記載することとしています。エネルギー起源CO ₂ 排出量の変化については、東日本大震災の前後を含め、図表-4-1にグラフで定量的に示しています。
9	地球温暖化に関する取組	今後の課題 「6つ目の」 (79頁)	「個別の対策・施策の進捗状況について、費用対効果の視点も含めて点検し」とあるが、まずは京都議定書第一約束期間以降に取り組んできた各種対策の費用対効果を明らかにした上で、効果の高い施策から優先的に導入していくべきである。	「京都議定書目標達成計画」(平成20年3月28日閣議決定)に掲げられた対策・施策の進捗状況については、地球温暖化対策推進本部として毎年取りまとめの上、公表しており、その中で「排出削減量の実績と見込み」や「施策の内容とスケジュール」等を明らかにしています。いただいた御意見は今後の施策展開の参考とさせていただきます。
10	包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組	現状、 取組状況、 今後の課題 (131頁～175頁)	次回の点検では、事業者、NGO、研究者の取組も整理すべきである。	第四次環境基本計画の点検については、同計画において、「中央環境審議会の点検は、関係府省の自主的な点検結果を踏まえて実施する」とこととされているため、関係府省の施策の進捗状況等を点検しております。国以外の関係する主体の取組については、国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づく国内実施計画(SAICM国内実施計画)において一部記載されており、同計画において取組の整理等を行っていきたいと考えております。

	重点点検分野等	該当部分(頁)	意見の概要	意見に対する事務局としての考え方
11	包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組	取組状況 【化学物質審査規制法に基づく優先評価化学物質の指定・リスク評価】 (137頁～138頁)	リスク評価の推進は手段であり、規制措置は目的なので、「とともに」と同格で扱うべきではない。 「リスクの判明した」と記載されているが、「著しいリスクの判明した」と前述にそろえるべきである。	御指摘の箇所につきましては、同時に行っている取組を「とともに」を用いて記載しております。なお、当該文において一部同じ表現の繰り返しがありましたので、修正いたしました。 いただいた御意見を踏まえ、「著しいリスクの判明した」と修正することとしました。
12	包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組	取組状況 (137頁～173頁)	室内空気の問題は環境基本計画に含まれているのか。含まれているのであれば、厚生労働省で検討が再開された「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」も取組状況に加えることを検討すべきである。	シックハウス対策について、室内空気の問題は厚生労働省等において検討を進めております。環境省ではシックハウス症候群との関連性が疑われる化学物質過敏症について検討を行っており、153頁に「環境中の微量な化学物質による影響の評価」として記載しております。
13	包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組	取組状況 <有害性評価の推進> (140頁)	<有害性評価の推進>において、農薬取締法に関する取組状況は記載されていないが、取組がないという認識でよい。	農薬取締法に関する取組については、<リスク評価の推進>(137頁)及び<規制の実施に関しての取組>(159頁)において記載しています。御指摘の<有害性評価の推進>は、ばく露評価を伴わず、有害性評価のみを行っている取組を記載しているものと御理解下さい。
14	包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組	取組状況 【化学物質の人へのばく露量モニタリング調査】 (141頁～142頁)	「ダイオキシン類をはじめとする化学物質」という記載は正しいが、「ダイオキシン類をはじめとするフッ素化合物」という記載は「はじめとする」が誤用である。	いただいた御意見を踏まえ、「ダイオキシン類、フッ素化合物」と修正することとしました。

	重点点検分野等	該当部分（頁）	意見の概要	意見に対する事務局としての考え方
15	包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組	取組状況 【大気環境の常時監視】 (142 頁 ~ 143 頁)	二酸化硫黄 (SO ₂)、二酸化窒素 (NO ₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM2.5) の環境基準達成率が記載されているが、これらの物質は、環境基本計画の重点分野「大気環境保全に関する取組」の対象にも見えるが、「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」の点検の対象物質なのか。 対象物質であるならば、光化学オキシダントを抜く理由はないのではないか。	御指摘の物質については、「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」の点検の対象物質ではありませんが、常時監視の対象物質であり、環境基準が設定されていることから参考情報として記載しております。 光化学オキシダントも二酸化硫黄等と同様に点検の対象物質ではありませんが、いただいた御意見を踏まえ、平成 24 年度の環境基準達成率に係る記載を追加することとしました。
16	包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組	取組状況 【大気環境の常時監視】 (142 頁 ~ 143 頁)	大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準改正によってモニタリング地点が見直されたこともくばく露評価の推進>と評価できるのではないかと。	いただいた御意見を踏まえ、143 頁に以下の記載を追加することとしました。 「平成 25 年度には、PRT R データ等を用いて排出量の多い発生源周辺を適切に監視できるよう、大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準を改正するとともに、『有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン』を策定し、有害大気汚染物質の大気環境モニタリングの効率化を図っている。」

	重点点検分野等	該当部分（頁）	意見の概要	意見に対する事務局としての考え方
17	包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組	取組状況 （142 頁～143 頁、 146 頁～150 頁、 152 頁～153 頁、 159 頁～160 頁、 164 頁～167 頁）	<p>今回の点検は、平成 24・25 年度に係る行政機関が取り組んだ施策を対象としているが、以下の項目は何年度の取組状況か確認できないため、明示すべきである。</p> <p>平成 24 年度以前からの取組であれば、その旨も記載すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の常時監視 ・Q S A R・トキシコゲノミクス等の開発・活用 ・農薬に係るリスク評価等の推進、評価手法高度化等の検討 ・化学物質の安全管理に関する公開シンポジウムの開催 ・子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査） ・ナノ材料のリスク評価手法の検討 ・農薬取締法における規制等の実施 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づく対策 ・家電リサイクル法及び自動車リサイクル法並びに廃棄物処理法の広域認定制度等による拡大生産者責任の徹底や製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進 	<p>いただいた御意見を踏まえ、各取組の開始時期、平成 24・25 年度の取組内容について、記載できる範囲で追記することとしました。</p>

	重点点検分野等	該当部分(頁)	意見の概要	意見に対する事務局としての考え方
18	包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組	取組状況 ＜その他の取組＞、 今後の課題 「2つ目の」 (148頁～149頁、174頁)	環境省で取り組んでいる「化学物質と環境に関する政策対話」について、「今後の課題」で唐突に出てくる印象があるので、同対話の第4回の内容を＜その他の取組＞に記載すべきである。	「化学物質と環境に関する政策対話」については、環境基本計画における重点的取組事項の「安全・安心の一層の増進」に係る取組と位置付けられております。点検では、平成26年及び平成28年の2回の点検を通じて、重点分野である「包括的な化学物質対策の確立と推進」全体を点検することとなり、「安全・安心の一層の増進」については平成28年に点検の実施を予定していることから、今回の点検対象外となっております。以上を踏まえ、記載については原案どおりとさせていただきます。
19	包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組	取組状況 【ナノ材料のリスク評価手法の検討】 (152頁～153頁)	「ナノマテリアル」と「ナノ材料」の2種類の用語が記載されているが統一できないか。定義が異なるのであれば、説明を記載すべきである。	いただいた御意見を踏まえ、表記を「ナノ材料」に統一することとしました。
20	包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組	現状 (154頁～158頁)	図表に化学物質審査規制法の優先評価化学物質や監視化学物質について記載できないか。また、文章にその旨を記載してもよい。	いただいた御意見を踏まえ、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造・輸入届出数量の図表を追記することとしました。
21	包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組	現状 (161頁～163頁)	図表 - 7 - 13 と図表 - 7 - 14 の縦軸の尺度が違うので、そろえるべきである。 図表 - 7 - 13 は「ほぼ0%」で、図表 - 7 - 14 は「ほぼ0%ではない」という理解でよいか。 「環境基準達成率の推移を見ると」という記載は「超過率」の誤りではないか。	図表の尺度については、水関係の図表 - 7 - 14 の基準超過率は0.5～1.1%の範囲内にあり、原案の尺度が見易いと考えられることから、原案どおりとさせていただきます。なお、大気と水では状況が違うことから、尺度を合わせる必要は無いものと考えております。 図表 - 7 - 13 については、ここ数年は0%、若しくは0.1%程度を推移しているため、「ほぼ0%」と記載しております。また、図表 - 7 - 14 については、基準超過率は1%程度であることから、御指摘のとおり「ほぼ0%」とは言えないものと考えております。 いただいた御意見を踏まえ、「環境基準達成率」について、「超過率」に修正することとしました。